

(1) 心臓機能障害

| 身障者福祉法 (別表) | 身障者福祉法施行規則別表 | | 身体障害認定基準 (個別事項) | | 身体障害認定要領 |
|---|--------------|---|-----------------|---|---|
| | 級数 | 区 分 | 総合的解説 | 各項解説 | 障害程度の認定について |
| 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受けると認められるもの | 1級 | (心臓機能障害) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの | | <p>1 心臓機能障害</p> <p>(1) 18歳以上の者の場合</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 次のいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返しアダムスストークス発作が起こるもの。</p> <p>a 胸部エックス線写真所見で心胸比0.60以上のもの</p> <p>b 心電図で陳旧性心筋硬塞所見があるもの</p> <p>c 心電図で脚ブロック所見があるもの</p> <p>d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの</p> <p>g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの</p> <p>h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただしV₁を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの</p> <p>(イ) ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</p> <p>イ 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし緊急医療を繰り返し必要としているもの</p> <p>(イ) ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>第5-2-1</p> <p>(1) 心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度(18歳未満の場合は養護の区分)とこれを裏づける客観的所見とにより行うものである。</p> <p>(2) 心臓機能障害の認定においては、活動能力の程度(18歳未満の場合は養護の区分)が重要な意味をもつので、活動能力の程度判定の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>活動能力の程度又は養護の区分は、診断書全体からその妥当性が裏づけられていることが必要であり、活動能力の判定の根拠が、現症その他から納得しがたい場合には、診断書を作成した指定医に照会する等により慎重に検討したうえで認定することが望ましい。</p> <p>(3) 活動能力が「(1)」(18歳未満の場合は養護の区分の(1))であっても、客観的な所見から、相当程度の心臓障害の存在が十分にうかがえるような場合には、機械的に非該当とせず、念のために活動能力を確認するなどの取扱いが望まれる。また、客観的所見がなく、活動能力が(2)～(5)とされている場合には、相互の関係を確認することが必要である。</p> <p>(4) 乳幼児に係る障害認定は、障害の程度を判定できる年齢(概ね満3歳)以降に行うことを適当とするが、先天性心臓障害については、3歳未満であっても治療によっても残存すると予想される程度をもって認定し、一定の時期に再認定を行うことは可能である。</p> |
| | 3級 | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | | | |
| | 4級 | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | | | |

| 身障者福祉法 (別表) | 身障者福祉法施行規則別表 | | 身体障害認定基準 (個別事項) | | 身体障害認定要領 |
|----------------|--------------|-----|-----------------|---|-------------|
| | 級数 | 区 分 | 総括的解説 | 各項解説 | 障害程度の認定について |
| | | | | <p>ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。</p> <p>(7) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。</p> <p>a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの</p> <p>b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの</p> <p>c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの</p> <p>d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの</p> <p>(イ) 臨床所見で部分的な心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。</p> <p>(ロ) ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> <p>(2) 18歳未満の者の場合</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害は原則として、重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもので、次の所見(a～n)の項目のうち6項目以上が認められるものをいう。</p> <p>a 著しい発育障害</p> <p>b 心音・心雑音の異常</p> <p>c 多呼吸又は呼吸困難</p> <p>d 運動制限</p> <p>e チアノーゼ</p> <p>f 肝腫大</p> <p>g 浮腫</p> <p>h 胸部エックス線で心胸比0.56以上のもの</p> <p>i 胸部エックス線で肺血流量増又は減があるもの</p> <p>j 胸部エックス線で肺静脈うっ血像があるもの</p> <p>k 心電図で心室負荷像があるもの</p> <p>l 心電図で心房負荷像があるもの</p> <p>m 心電図で病的な不整脈があるもの</p> <p>n 心電図で心筋障害像があるもの</p> | |

| 身障者福祉法 (別表) | 身障者福祉法施行規則別表 | | 身体障害認定基準 (個別事項) | | 身体障害認定要領 |
|----------------|--------------|-----|-----------------|---|-------------|
| | 級数 | 区 分 | 総括的解説 | 各項解説 | 障害程度の認定について |
| | | | | <p>的医療を要し、アの所見(a～n)の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄若しくは閉塞があるものをいう。</p> <p>ウ 等級表4級に該当する障害は、原則として症状に応じて医療を要するか少なくとも1～3か月毎の間隔の観察を要し、アの所見(a～n)の項目のうち4項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるものをいう。</p> | |

(別紙)

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

| 質 疑 | 回 答 |
|--|--|
| <p>【心臓機能障害】</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満 18 歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18 歳以上用」と「18 歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>2. 更生医療によって、大動脈と冠動脈のバイパス手術を行う予定の者が、身体障害者手帳の申請をした場合は認定できるか。また急性心筋梗塞で緊急入院した者が、早い時期にバイパス手術を行った場合は、更生医療の申請と同時に障害認定することは可能か。</p> <p>3. 18 歳以上用の診断書の「3 心電図所見」の「シ その他の心電図所見」及び「ス不整脈のあるものでは発作中の心電図所見」の項目があるが、認定基準及び認定要領等にはその取扱いの記載がないが、これらの検査データはどのように活用されるのか。</p> <p>4. ペースメーカを植え込みしたもので、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1 級)、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3 級)、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4 級)はどのように判断するのか。</p> | <p>それぞれ「18 歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18 歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18 歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>心臓機能障害の認定基準に該当するものであれば、更生医療の活用の有無に関わりなく認定可能であるが、更生医療の適用を目的に、心疾患の発生とほぼ同時に認定することは、障害固定後の認定の原則から適当ではない。 また、バイパス手術の実施のみをもって心臓機能障害と認定することは適当ではない。</p> <p>診断医が、「活動能力の程度」等について判定する際の根拠となり得るとの理由から、シ、スの 2 項目が加えられており、必要に応じて当該検査を実施し、記載することとなる。</p> <p>(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。 「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1 級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011 年改訂版)のクラス I に相当するもの、又はクラス II 以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が 2 未満のものを用いる。 「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3 級)とは、同ガイドラインのクラス II 以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が 2 以上 4 未満のものを用いる。 「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4 級)とは、同ガイドラインのクラス II 以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が 4 以上のものを用いる。 (2) 植え込みから 3 年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。 「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1 級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が 2 未満のものを用いる。 「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3 級)とは、身体活動能力(運動強</p> |

| 質 疑 | 回 答 |
|---|--|
| <p>5. ペースメーカを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18 歳未満の者の場合も同様か。</p> <p>6. 体内植込み(埋込み)型除細動器(ICD)を装着したのものについては、ペースメーカを植え込みしているものと同等に取り扱うのか。</p> <p>7. 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例にペースメーカを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上ペースメーカの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。</p> <p>8. 人工弁移植、弁置換に関して、ア. 牛や豚の弁を移植した場合も、人工弁移植、弁置換として認定してよいか。イ. また、僧帽弁閉鎖不全症により人工弁移植を行った場合も、アと同様に認定してよいか。ウ. 心臓そのものを移植した場合は、弁移植の考え方から 1 級として認定するのか。</p> <p>9. 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体弁(牛の弁)を移植した場合は、「人工弁移植、弁置換を行ったもの」に該当すると考えてよいか。</p> | <p>度:メッツ)の値が 2 以上 4 未満のものを用いる。 「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4 級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が 4 以上のものを用いる。</p> <p>先天性疾患によりペースメーカを植え込みした者は、1 級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18 歳未満で発症した心疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカを植え込みした 18 歳未満の者は 1 級と認定することが適当である。 また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも 1 級として認定することが適当である。</p> <p>同様に扱うことが適当である。</p> <p>認定基準の 18 歳以上の 1 級の(イ)「ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの」、3 級の(イ)「ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び 4 級の(ウ)「ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。</p> <p>ア. 機械弁に限らず、動物の弁(生体弁)を移植した場合も同様に扱うことが適当である。 イ. 人工弁輪による弁形成術のみをもって、人工弁移植、弁置換と同等に取り扱うことは適当ではない。 ウ. 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、1 級として取り扱うことが適当である。 なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当と考えられる。</p> <p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体弁を移植していることから、1 級として認定することが可能である。</p> |

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公印省略)

心臓機能障害の認定(ペースメーカー等植え込み者)に当たっての留意事項について

標記については、今般、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等を改正し、平成26年4月1日から適用することとしたところであるが、その取扱いに当たっては、下記に留意の上、その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

記

1. ペースメーカー(体内植え込み(埋込み)型除細動器(ICD)を含む。以下「ペースメーカー」という。)を植え込んだことにより身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者から、再認定の期限前や再認定後に、手帳交付時に比較してその障害程度に重大な変化が生じたとして再交付の申請があり、障害程度に変化が認められた場合には、身体障害者福祉法施行令第10条第1項に基づき、手帳の再交付を行うこととなる。

その際は、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年以内であれば、平成15年2月27日障企発第02270001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(以下「疑義解釈通知」という。)の[心臓機能障害]の4の質疑の回答(1)と同様に、また、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年より後であれば、同質疑の回答(2)と同様に取扱うこと。

2. ペースメーカー等を植え込みした者の等級の認定に当たっては、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値を用いることとしているが、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態(一番低いメッツ値)を用いること。

3. 先天性疾患によりペースメーカー等を植え込みした者は、引き続き心臓機能障害1級と認定することとなるが、先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すものであること。

4. 植え込み(埋込み)型除細動器(ICD)を植え込んだ者であって心臓機能障害3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付を受けた後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、心臓機能障害1級と認定すること。

ただし、この場合においては、疑義解釈通知の[心臓機能障害]の4の質疑の回答(2)に従い、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

| 質 疑 | 回 答 |
|--|---|
| <p>10. 肺高血圧症に起因する肺性心により、心臓機能に二次的障害が生じた場合、検査所見及び活動能力の程度が認定基準に該当する場合は、心臓機能障害として認定できるか。</p> | <p>二次的障害であっても、その心臓機能の障害が認定基準に該当し、かつ、永続するものであれば、心臓機能障害として認定することが適当である。</p> |
| <p>11. (質疑)1において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</p> | <p>同様である。</p> |